

「岩手県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」支給対象確認兼申立書（9月分）

岩手県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下、「協力金」という。）の支給を受ける（又は受けようとしている）場合、「地域企業経営支援金」の対象期間として9月分の売上を含める際には協力金の対象となる日の売上を除く必要があります。営業時間短縮要請の対象となる盛岡市内にある飲食店及び喫茶店においては以下の項目を確認していただき、該当する場合は下記の項目に従って9月分の売上金額を計算してください。

step 1 協力金に係る20時までの営業時間短縮の要請対象の飲食店であるか。

※対象…食品衛生法第52条に基づく飲食店または喫茶店（宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の食堂、イートインスペースを有するスーパー・コンビニ等を除く）

- ①  「はい」 → STEP2へ
- ②  「いいえ」 → 終了（下段に事業者名等を記入、押印して提出してください）

step 2 営業時間短縮の要請に応じ、「協力金」を受給する予定であるか。

- ①  「はい」 → STEP 3 へ
  - ②  「いいえ」 → 終了（下段に事業者名等を記入、押印して提出してください）
- ※ ②と回答して「協力金」を受給したことが判明した場合、虚偽申請として返還を命じる場合があります。

step 3 9月の売上金額の確認（※STEP2の☑箇所に基づいて記入）

※ 協力金の支給日に該当する日の売上については、売上金額に含めることはできません。下記のいずれかの計算方法を用いて、前々期（前期）と今期の9月売上を計算してください。

記

① 日々の売上を集計する方法

9/13～9/30の1日ごとの売上を合計し、その数字を記入。

（※）1日ごとの売上がわかる日計表、集計日がわかる試算表等の添付が必要（前々年・今期ともに）。

9/13～9/30の売上合計	R1.9月		円	※R2.9でも可
（9月1日～9月12日分を除いた売上）	R3.9月		円	

② 月額を日数で按分する方法

8月の売上（トータル売上）を協力金の対象日を除いた数字で按分します。（1円未満切捨て）

（※）月の売上がわかる書類の添付が必要（前々年・今期ともに）。

R1.9売上		×	( 18 ÷ 30 )	=		円	※R2.9でも可
R3.9売上		×	( 18 ÷ 30 )	=		円	

支援金の申請にあたり、上記のとおり申し立てます。

記入日：令和 年 月 日

事業者名

代表者職・氏名

印